

地球温暖化対策推進法に基づく 促進区域に係る環境配慮基準(案)

環境配慮基準(案)

- 1 基本事項
- 2 促進区域に含めない区域
- 3 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項
- 4 想定される促進区域の例示
- 5 基準の見直しについて

1 基本事項

1-1 基本的な考え方

自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、以下の考え方で 滋賀県の環境配慮基準を策定する。

地域の特性や地形に配慮した安全・安心な再生可能エネルギーの推進 ……**安全・安心**

多種多様な野生動植物に配慮した再生可能エネルギーの推進 ……**生物多様性**

琵琶湖をはじめとする自然環境や文化財などの景観・眺望に配慮した再生可能エネルギーの推進 ……**景観・眺望**

地域社会と調和し、地域の活性化にもつながる再生可能エネルギーの推進 ……**地域との調和**

1-2 対象施設

本県の再生可能エネルギーのポテンシャルおよび導入目標を踏まえ、太陽光発電を対象とする。

2 促進区域に含めない区域

環境省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域(以下「除外する区域」という。)」は次のとおり。

2-1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項

環境配慮事項	除外する区域	概要	設定根拠	分類
水の濁りによる影響	水源森林地域	森林の有する水源の涵養機能の維持を図るために、特に必要があると認める区域 (森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてられた県の地域森林計画の対象となっている民有林のうち地目が、山林、原野または保安林であるもの)	滋賀県水源森林地域保全条例	安全・安心
土地の安定性への影響	砂防指定地	土砂災害を未然に防ぐための砂防設備を工事したり、治水上砂防のために一定の行為を禁止または制限する必要のある土地 (国土交通大臣指定)	砂防法	安全・安心
	地すべり防止区域	空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがある地形と判断された箇所のうち、地すべりにより、人家・河川・鉄道・道路・官公署等に大きな被害を及ぼすおそれがある箇所のうち、地すべり現象のある区域およびこれに隣接する区域を法律に基づき指定した区域。(国土交通大臣 農林水産大臣指定)	地すべり等防止法	安全・安心
	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊によって居住者等に危害が生ずるおそれがあるため、その崩壊が助長されないよう一定の行為を制限する必要のある土地	急傾斜地法	安全・安心
	保安林	水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共の目的を達成するために、指定された森林(農林水産大臣 知事指定)	森林法	安全・安心
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合に土石などが到達し、生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地のうち、土石などが建築物を損壊し、生命または身体に著しい危害が生ずるおそれが認められる土地の区域	土砂災害防止法	安全・安心 4

2-2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項

環境配慮事項	除外する区域	概要	設定根拠	分類
植物の重要な種及び重要な群落への影響	ヨシ群落保全地域	ヨシ群落があり、自然景観、魚や鳥の生息状況、湖岸の侵食防止ならびに水質の保全という観点からヨシ群落の保全に努める必要があると認められる区域 周りの自然的条件から、ヨシを植え、守っていけば、ヨシ群落のもつ様々な機能が発揮できると認められる区域	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例	生物多様性
	希少野生動植物種の生息・生育地保護区	希少野生動植物種の保護のため必要があると認められる生息地や生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、希少野生動植物種の保護のため重要と認められる区域	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	生物多様性
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	ラムサール条約湿地	国際的に重要な湿地として登録された湿地	ラムサール条約	生物多様性
	鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の生息環境を保全するために重要な場所について、開発等の行為を規制した区域	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	生物多様性
	希少野生動植物種の生息・生育地保護区	希少野生動植物種の保護のため必要があると認められる生息地や生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、希少野生動植物種の保護のため重要と認められる区域	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	生物多様性
地域を特徴づける生態系への影響	緑地環境保全地域	自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域	滋賀県自然環境保全条例	生物多様性
	滋賀県自然環境保全地域	自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域	滋賀県自然環境保全条例	生物多様性

2-3 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項

環境配慮事項	除外する区域	概要	設定根拠	分類
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立/国定公園 第2種特別地域 第3種特別地域	(国定公園) 国立公園に準ずる自然の風景地として、開発行為等が制限される公園(環境大臣指定) ○第2種特別地域 第1種及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域 ○第3種特別地域 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致維持に影響を及ぼすおそれの少ない地域 ※国立公園については県内指定なし	自然公園法	景観・眺望
	県立自然公園 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	県立公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて指定 ○第1種特別地域 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。 ○第2種特別地域 第1種特別地域および第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域。 ○第3種特別地域 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域	滋賀県立自然公園条例	景観・眺望
	歴史的風土特別保存地区	古都を形作る重要な部分を凍結的に保存することを目的に指定された地区	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	景観・眺望

2-4 その他滋賀県が必要と判断するもの

環境配慮事項	除外する区域	概要	設定根拠	分類
その他滋賀県が必要と判断するもの	河川区域	川の水が常時流れている区域および河川管理施設(堤防、水門、護岸)の敷地である土地の区域等のこと	河川法	安全・安心
	農用地区域	農業振興地域整備促進法において、「農用地等として利用すべき区域の土地」である保全すべき優良農地	農業振興地域整備促進法	地域との調和

3 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

環境省令第5条の4第2項第2号に規定する「促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項(以下「環境配慮事項」という。)」等は次のとおり。

3-1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
騒音による生活環境への影響	保全対象施設(学校、病院等)の分布状況 住宅の分布状況	EADAS 地図情報	パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔距離を確保すること、または隔離距離が不十分な場合は囲いを設ける等の防音対策を講じること	地域との調和
水の濁りによる影響	河川等の公共用水域の水質および利用状況	EADAS 水道事業者	造成中や造成後の濁水の発生防止対策を講じること	安全・安心
	各種漁業の操業の状況および産卵保護水面区域	滋賀県担当部局	排水先の河川や琵琶湖において、漁業権に基づく漁業や各種許可漁業が営まれている場合や保護水面区域が設定されている場合には、沈砂池や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること	安全・安心
	湖沼、ため池や貯水池等	EADAS 滋賀県HP	湖沼、ため池や貯水池等の水利用の目的を確認した上で、その目的を阻害しないよう適切な配慮を行うこと	安全・安心
土地の安定性への影響	土砂災害警戒区域	滋賀県担当部局 滋賀県HP 滋賀県防災情報マップ	計画地やその周辺に当該区域が存在する場合は、必要な調査、検討および措置を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止対策を検討すること	安全・安心
	洪水浸水想定区域図 地先の安全度マップ	滋賀県担当部局 滋賀県HP	設備の設置場所が浸水の想定される区域である場合は、感電事故防止のため、パワーコンディショナや集電箱などの機器を、敷地内で想定される浸水深より高い位置に設置するなど、浸水リスクを回避すること 水害リスクの高いエリアで、洪水時に貯留機能があると認められる場合は、その土地が元来有している当該機能に配慮すること	安全・安心 安全・安心

3-1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項(続き)

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
土地の安定性への影響	浸水被害軽減地区	市町への問い合わせ	土地の形状変更に配慮すること	安全・安心
	地盤沈下に係る状況	全国の地盤沈下地域の概況	事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	安全・安心
	盛土、切土	-	盛土および切土を行う場合は、必要な調査を行い、土地の安定性への影響を回避または極力低減する措置を講じること	安全・安心
	地域の降水量の状況	気象庁HP	降雨時に事業地からの排水が周辺に流れ込むことがないように、適切な対策を整えておくこと	安全・安心
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	保全対象施設(学校、病院等)の分布状況	EADAS 地図情報	保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込むなどの影響が想定される場合は、事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた使用のパネルを採用することやアレイの配置、向きを調整することなどにより影響を回避または低減する措置を講じること	景観・眺望
	住宅の分布状況	EADAS 地図情報		
	交通の状況	EADAS 地図情報		

EADAS: 環境省が提供している環境アセスメントデータベース。

3-2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
植物の重要な種及び重要な群落への影響	ヨシ群落普通地域	滋賀県担当部局 滋賀県HP	事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	生物多様性
	環境省レッドリスト	環境省HP 滋賀県担当部局	事業区域またはその周辺に希少な植物が生育する場合は、現地調査によりその分布を踏まえるなど、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	生物多様性
	滋賀県で大切にすべき植物群落	滋賀県担当部局 滋賀県HP		生物多様性
	自然記念物	滋賀県HP	事業区域に滋賀県自然環境保全条例第21条で指定する自然記念物がある場合は、同条例第22条に規定する「自然記念物に係る行為の禁止」を遵守すること	生物多様性
	保全上重要な湿地	環境省HP	生物多様性保全の観点から重要性が認められる区域については改変の回避等の配慮を行うこと	生物多様性
	生物多様性保全上重要な里地里山	環境省HP		生物多様性
	特定植物群落	環境省HP	事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	生物多様性
	巨樹・巨木林	環境省HP	指定対象の改変を避けた事業計画にすること	生物多様性
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	環境省レッドリスト	環境省HP 滋賀県担当部局	事業区域またはその周辺に希少な動物が生息する場合は、現地調査によりその分布を踏まえるなど、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	生物多様性
	滋賀県で大切にすべき野生生物	滋賀県担当部局 滋賀県HP		生物多様性
	イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン	滋賀県担当部局 滋賀県HP	「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」を踏まえ、事業に先立ち、関係機関と十分な協議の上、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	生物多様性
地域を特徴づける生態系への影響	守りたい育てたい湖国の自然100選	滋賀県HP	指定対象の改変を避けた、または改変をできる限り小さくした事業計画にすること	生物多様性

3-3 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国定公園 普通地域	滋賀県HP	国定公園の区域のうち特別地域に含まれない区域であり、一定の行為をしようとするときは、必要な措置を講じること	景観・眺望
	県立自然公園 普通地域	滋賀県HP	県立公園の区域のうち特別地域に含まれない区域であり、一定の行為をしようとするときは、必要な措置を講じること	景観・眺望
	琵琶湖システム対象地域	滋賀県担当部局 滋賀県HP	「琵琶湖システム」が、文化・景観・生物多様性と一体となって形づくられた伝統的な農林水産業のシステムとして世界農業遺産に認定されたことを踏まえ、自然環境と調和した良好な景観が維持されるような事業計画とすること	景観・眺望
	景観計画区域	滋賀県担当部局 滋賀県HP	「滋賀県景観計画ガイドライン」などを参考に、事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	景観・眺望
	風致地区	滋賀県・市町担当部局 滋賀県・市町HP	事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、政令等で定められた基準に適合したものとすること	景観・眺望
	歴史的風土保存区域	滋賀県・市町担当部局 滋賀県・市町HP	政令で定められた基準がある場合、事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、基準に適合したものとすること	景観・眺望
	伝統的建造物群保存地区	滋賀県担当部局 文化財目録 各市町担当部局 「滋賀県版環境影響評価技術ガイド-歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)-」	文化財担当の行政機関との協議や、事業区域周辺のヒアリング等の調査を行い、必要な措置を講じること	景観・眺望
	重要文化的景観	滋賀県担当部局 文化財目録 各市町担当部局	事業区域内に重要文化的景観を含まないこと。また、事業区域が重要文化的景観に近接している場合には景観への影響を確認し、重要文化的景観を損なうことがないようにすること	景観・眺望

3-4 その他滋賀県が必要と判断するもの

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	史跡、名勝、天然記念物	国指定文化財等データベース 滋賀県担当部局文化財目録 各市町担当部局「滋賀県版環境影響評価技術ガイド- 歴史的遺産分野(文化財・伝承文化) -」	文化財担当の行政機関との協議や、事業区域周辺のヒアリング等の調査を行い、史跡、名勝、天然記念物が存在する場合には、原則として改変を避けた事業計画にすること	景観・眺望
	伝承文化	滋賀県担当部局文化財目録 各市町担当部局「滋賀県版環境影響評価技術ガイド- 歴史的遺産分野(文化財・伝承文化) -」	文化財担当の行政機関との協議や、事業区域周辺のヒアリング等の調査を行い、必要な措置を講じること	景観・眺望
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	自然歩道	滋賀県HP	当該歩道の改変を避けた、または改変をできる限り小さくした事業計画にすること	景観・眺望
	緑の回廊	近畿中国森林管理局HP	事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	景観・眺望

3-4 その他滋賀県が必要と判断するもの

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
その他滋賀県が必要と判断するもの	河川保全区域	滋賀県HP	河川の管理等への影響を回避または極力低減した事業計画にすること	安全・安心
	有形文化財	滋賀県担当部局 文化財目録	文化財担当の行政機関との協議や、事業区域周辺のヒアリング等の調査を行い、埋蔵文化財等が発見された場合には、必要な措置を講じること	地域との調和
	埋蔵文化財	各市町担当部局 「滋賀県版環境影響評価技術ガイド- 歴史的遺産分野(文化財・伝承文化) -」		
	ふるさと文化財の森	文化庁HP 滋賀県担当部局	設定地において、文化財建造物の修理に必要な植物性材料の資材供給や技術者の研修を妨げないこと。また候補地となるような地域にも配慮した事業計画にすること	地域との調和
	廃棄物が地下にある土地(指定区域等)	滋賀県担当部局 各市町担当部局	当該地域における土地の形質の変更に当たっては、必要な手続きを行い、生活環境の保全上の支障が生じないように法令で定める基準を遵守すること	地域との調和
	第1種農地等集团的優良農地 地域計画の区域内農地	市町担当部局、 市町農業委員会	事業区域に指定する場合には農地転用許可制度等農地制度との整合性を確保するとともに、荒廃農地の利活用や担い手による農地の集積・集約化との調整を図るなど地域農業の振興上支障とならない事業計画にすること	地域との調和

4 想定される促進区域の例示

促進区域の設定が想定される箇所等

想定箇所		想定活用方法
公有地	公共施設、廃校のグラウンド、廃棄物処分場跡地、ため池など	非常時に防災拠点となる公共施設等で発電した電力を平常時に自家消費するとともに、非常時には防災用電源としても活用する。
工業団地	<u>工場、倉庫群など</u>	当該区域で発電した電力を工業団地内で自家消費する。 <u>電力重要が少ない倉庫等の屋根を活用し発電した電力を工業団地や街区で利用する。</u>
大型商業施設	大きな屋根や敷地、駐車場などを有する商業施設	当該施設で発電した電力を施設内で自家消費する。
民有地	再生利用が困難な荒廃農地やゴルフ場跡地、工場跡地など	未利用地を活用し、太陽光発電を導入し、発電した電気や得られた利益の一部を地域に還元する。
特定の地区・街区	スマートコミュニティの形成を行う地区・街区など	特定の地区・街区において、太陽光発電の導入・利用を行うことを市町の施策として重点的に行うエリアを設定する。

(参考)促進区域の抽出例

公有地・公共施設活用型	地方公共団体の所有する公有地や公共施設を活用して、再エネの設置を促進するエリアを促進区域として設定
地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成等を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定
事業提案型	民間提案による個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定

「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第3版) 環境省」から作成

5 基準の見直しについて

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況や、社会的状況や技術革新等を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとする。